

## アクセントア社が福島県会津若松市で 顔認証をはじめとした実証実験に着手 共通番号制度をも活用して

IT企業のアクセントア社らが、福島県会津若松市の商店街を東京五輪の競技会場にみたくて、商店や病院・交通機関を利用する市民すべての動向を把握する実証実験に今年度中に着手しようとしています（左の新聞記事参照）。商店街にカメラを設置し、市民の「共通番号」と顔写真、さらには「決済情報」「銀行口座番号」をも使って、顔認証をはじめとした関連技術の実験を行うおうちとしているのです。

このアクセントア社は共通番号制度の中核

### 東京五輪 顔パス入場

【上】（情報技術）大手の産の補助を通じて実現を目指す。アクセントアと福島県会津若松市、会津大学（同市）顔認証の仕組みは市内のは、2020年の東京五輪 商店街を競技会場に見立て、実用化に向け顔認証など、カメラなどを用いた顔認証技術の実証実験に今年度中に着手する。顔や手まると「社会保障と系の共通のひらの認証による顔認証（番号「ライオンパス」）を市への入場や交通機関の利 役所に登録する際、本人の用、多言語の自動翻訳など 承認を得て顔写真と決済情報対照。経費は5年間 報も登録してもらい、出入り、政府から3分の1程 認する。

### アクセントアなど 福島で実証実験

会津バスや地元の飲食店 強いられたい公共機関もあつては顔や手のひらの認証で たという。こうした事態を利用・決済できるシステム 想定したセキュリティ対策も対策とする。

携帯端末などを使い、音 具体的な情報は3者と関係技術による会場の自 保官庁の担当者が8月初め動動・通訳装置の開発も までに会津若松市に集まり複数の言語で手掛ける考 詰める。今回の取り組みは、自動車メーカーと連携 政府が地域活性化モデルとした自動運転、バスなど公 ーに提供。経済、経済産公共交通機関を効率的に動か 業なども省が補助を出しす仕組み作りにも取り組 災中にも受援し、被災地復興にも役立つ。

アクセントアによる 会津若松市の会津若松市と、ロンドン五輪の際には 長は「地方からでも東京五世界中から大量のサイバー 輪に襲撃できる」とみてい攻撃が集中し、緊急対応を

システムである「情報提供ネットワークシステム」の設計・開発を支える「工程管理支援業務」を受注した企業です。政府が約百億円の資金を提供するとされていることからしても、アクセントア社らによる会津若松市での今回の実証実験は、政府が狙っている共通番号制度の拡大活用を実験するという性格をもった一大国家プロジェクトです。それは、「テロ対策」や「利便性」を名分として、その地域に住む市民のプライバシーを丸裸にする 監視コミュニテイ づくりではないでしょうか。

## 「共通番号」の2015年10月の付番と通知に反対する！

「個人番号カード」の顔画像データを政府が一元的に管理

安倍政権は、2015年10月にすべての住民と諸団体に番号を付けたうえで、2016年1月に税と社会保障の分野から共通番号制度の運用と「個人番号カード」の交付を開始しようとしています。

そして政府は、その取得を「任意」としている「個人番号カード」氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、「共通番号」を記載し、それらを記録したチップをうめこんだICカードを、「利便性」をおしだして、国民全員に保有させることを画策しているのです【\*1】。まさにそれは「個人番号カード」を常に国民に携帯させる企みです。しかも、政府は 地方公共団体情報システム機構に委託して 「個人番号カード」を作成し、カードの顔画像データを一元的に管理するシステムを導入しようとしているのです【\*2】。これは事実上の政府発行の国民IDカード（身分証明証）制の導入に他なりません。

共通番号制度は、国家が国民一人ひとりに付けた番号と顔写真付きの

ICカードをつかって個人情報を一元的にコンピュータ管理するものであり、高度情報化社会における国民総背番号制そのものです。私たちは、「利便性」を名分として、国家が国民を監視し管理する監視社会を認めるわけにはいきません。共通番号制度実施反対の声をあげよう！

【\*1】 向井治紀・内閣府大臣官房番号制度担当室長 「個人番号カードに健康保険証を早急に取り込んでいく政府の方針は決まっている」「これまでは制度開始後5年間で個人番号カードが2、3割普及すれば上出来と思われるかもしれませんが、あつという間に8、9割になる」（今年7月30日「日経コンピュータ」社開催の講演会での発言）

【\*2】 地方公共団体情報システム機構「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（今年9月2日 特定個人情報保護委員会承認）。この評価書の「個人番号カード用管理ファイル」（27頁）の記録項目に「顔写真」が入っています。

### 【政府が発表している共通番号制度の実施日程】

【2015年10月】 すべての住民に個人番号を記載した「通知カード」を住民票の住所に郵送。このときに「個人番号カード」の申し込み用書類を同封。「個人番号カード」の取得は任意。同時に、法人をはじめとして納税義務を課せられたあらゆる団体に「法人番号」を付番。

【2016年1月】 税と社会保障の行政分野での運用と「個人番号カード」の交付を開始。例えば就職するとき、被雇用者は自分の番号を雇用者に通知することが義務づけられる。